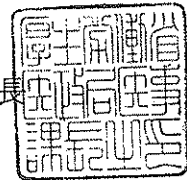




医政医発第0709001号  
平成20年7月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



外国の病院で受けた臨床研修の一部を認定するための手続等について

平素より医師臨床研修の推進にご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、今般、平成16年4月1日以降に日本の医師免許を取得した者が、外国の病院で研修を行う場合、その研修の一部を認定するにあたり、外国病院が医師法第16条の2第1項に規定する厚生労働大臣の指定する病院とみなすための手続方法等について、下記のとおり定めたので、貴職におかれましては、趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方よろしくお願いします。

記

1 審査対象

外国の病院であって、医師法第16条の2第1項の規定の適用を受けようとする病院。

2 審査の申請方法

(1) 外国病院の審査

審査対象病院で臨床研修を行った者を、最終的に受入れる単独・管理型臨床研修病院（単独・管理型相当大学病院を含む。）（以下「受入臨床研修病院等」という。）からの申請書類により、当該外国病院の審査を行う。

(2) 審査体制

医師臨床研修推進室内に室長、医師臨床研修審査専門官等を構成員とする審査委員会を設置し、審査を行う。

(3) 審査の内容

日本国内の臨床研修病院の指定基準と比較し、十分な研修環境を備えていること。

### 3 研修内容の確認

申請書類及び外国病院からの評価証明書等により外国での研修内容等について確認する。

- (1) 受けた研修の内容が、通常当該診療科で臨床研修を行った場合に達成できると考えられる臨床研修の到達目標を達成できるものであること。
- (2) 研修プログラムに則って研修が行われたこと。
- (3) 研修の履修又は修了について、研修を受けた機関の長から証明を受けていること。

### 4 必要書類

受入臨床研修病院におかれては、審査を必要とする者が日本において研修を開始する前に以下の書類の提出をお願いします。

#### (1) 外国病院の審査

- ① 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）（以下「省令施行通知」という。）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）相当書類
- ② ①の参考となる外国病院からの書類等
- ③ 外国病院に係る受入臨床研修病院等意見書（受入研修病院の長が証明したものであること。）
- ④ 受けた研修プログラムの概要を明らかにした書類

#### (2) 研修内容の確認

- ① 履歴書
- ② 日本で取得した医師免許証の写し
- ③ 写真（1枚…申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
- ④ 写真付き身分証明書の写し
- ⑤ 原則として外国で取得した医師免許証の写し又は登録証書（臨床現場で研修を行うのに医師免許証を必要としない場合には、それが分かるもの。）
- ⑥ 研修の履修又は修了の証明書（研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として研修を受けた機関の長が証明したものであること。）
- ⑦ 評価証明書（別紙により原則として研修を受けた機関の長が証明したものを提出すること。）
- ⑧ 平成16年4月1日以降に日本で臨床研修を受けたことがある場合は、臨床研修中断証
- ⑨ 確認した研修内容に係る受入研修病院意見書（受入研修病院の長が証明したものであること。）

\*作成上の注意

- 1 提出書類については、厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室宛に1部提出すること。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 ②及び⑤～⑧の書類については、各原本において確認した上で、写しを送付すること。